

アメリカ法

# 第8回

丸山 英二

## 2. 本国との抗争

# (1) 重商主義植民政策

- ◆英本国——植民地が経済的な貢献をする限り、植民地の内政には干渉しない  
姿勢⇒植民地自治の醸成

## 【重商主義立法】

- ◆Navigation Acts (1651-) Text p. 17↓1

①植民地貿易——イギリス帝国の船舶(建造地, 所有者, 船長・乗組員3/4)——  
植民地貿易をイギリス帝国の船舶に限定したのは, 他国, とくにオランダが英領  
植民地との海運で利益を収めることを防止しようとするのが目的。

②③植民地貿易は本国の港を経由すること[次スライド]

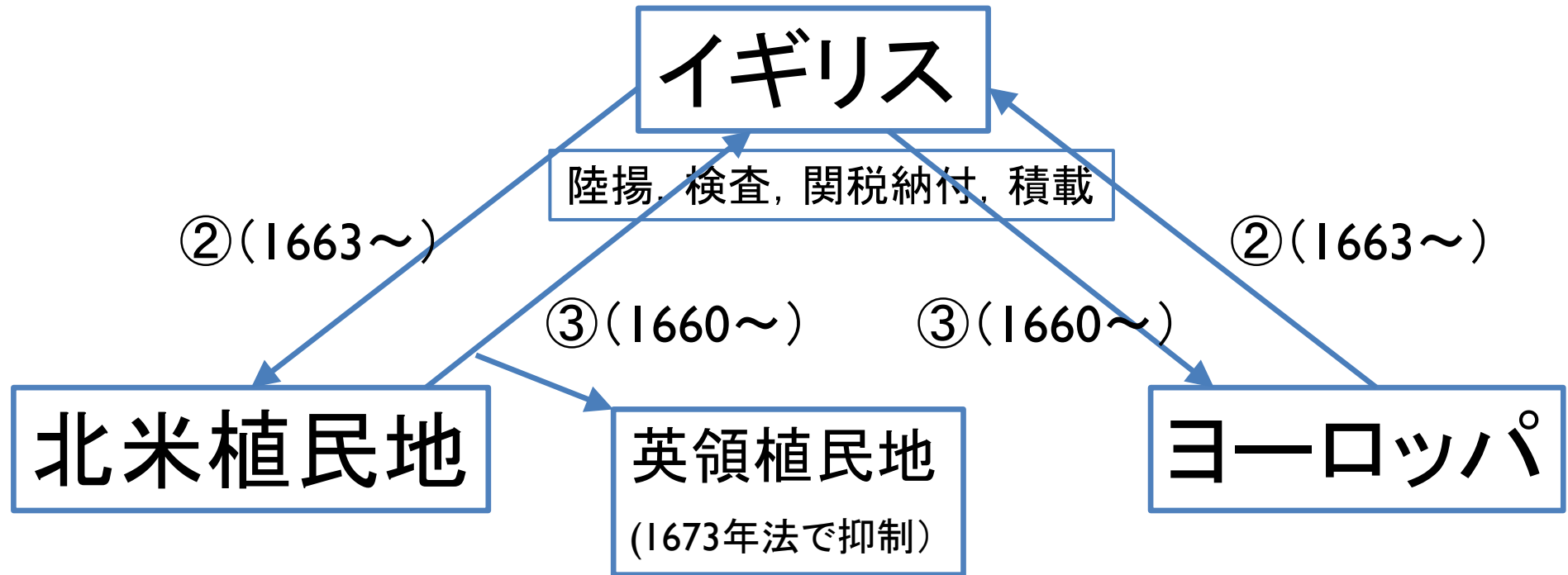
- ◆Woolen Act (1699), Hat Act (1732)——植民地の製品の本国への輸出禁止。

- ◆Iron Act (1750)——銑鉄加工工場の新設禁止。

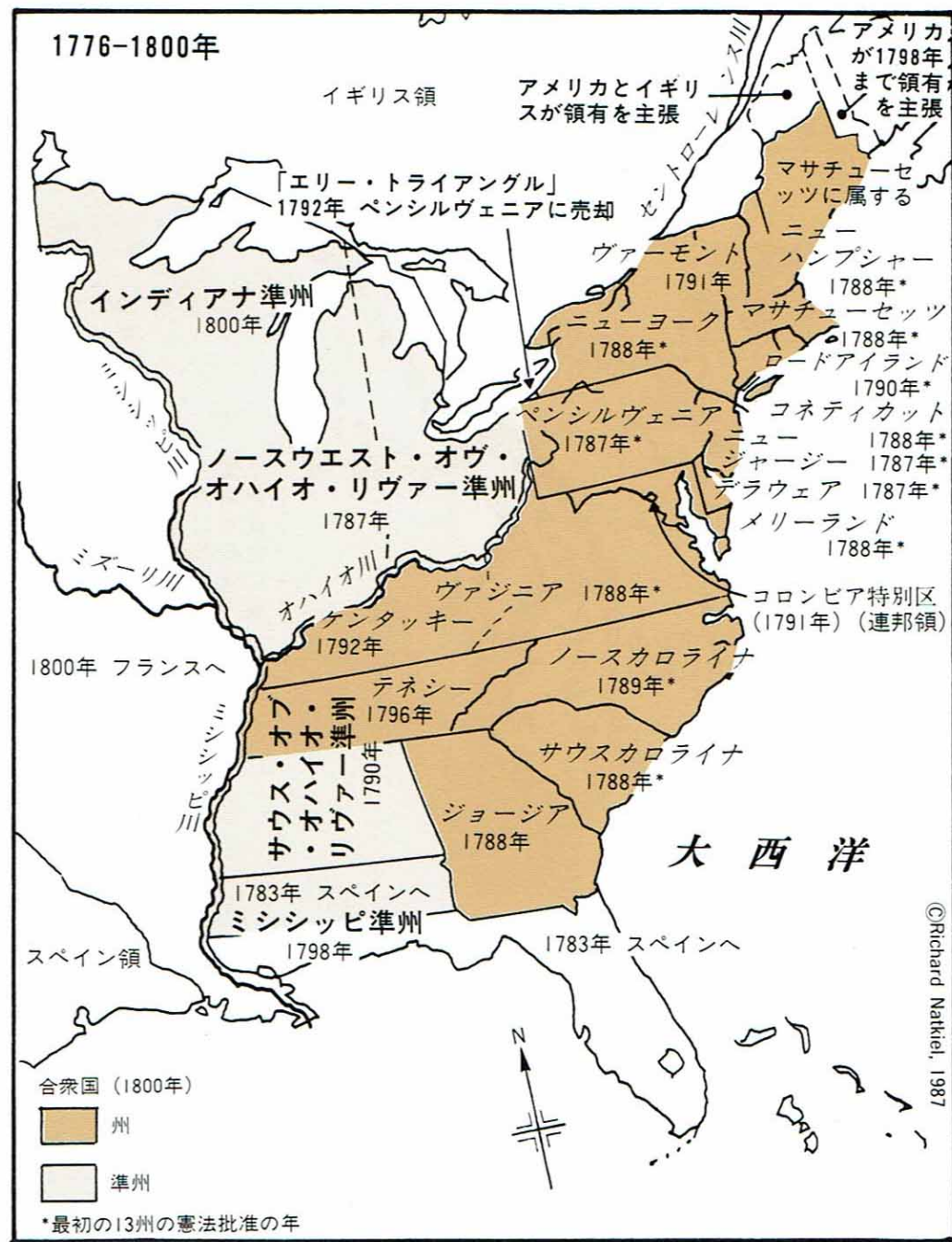
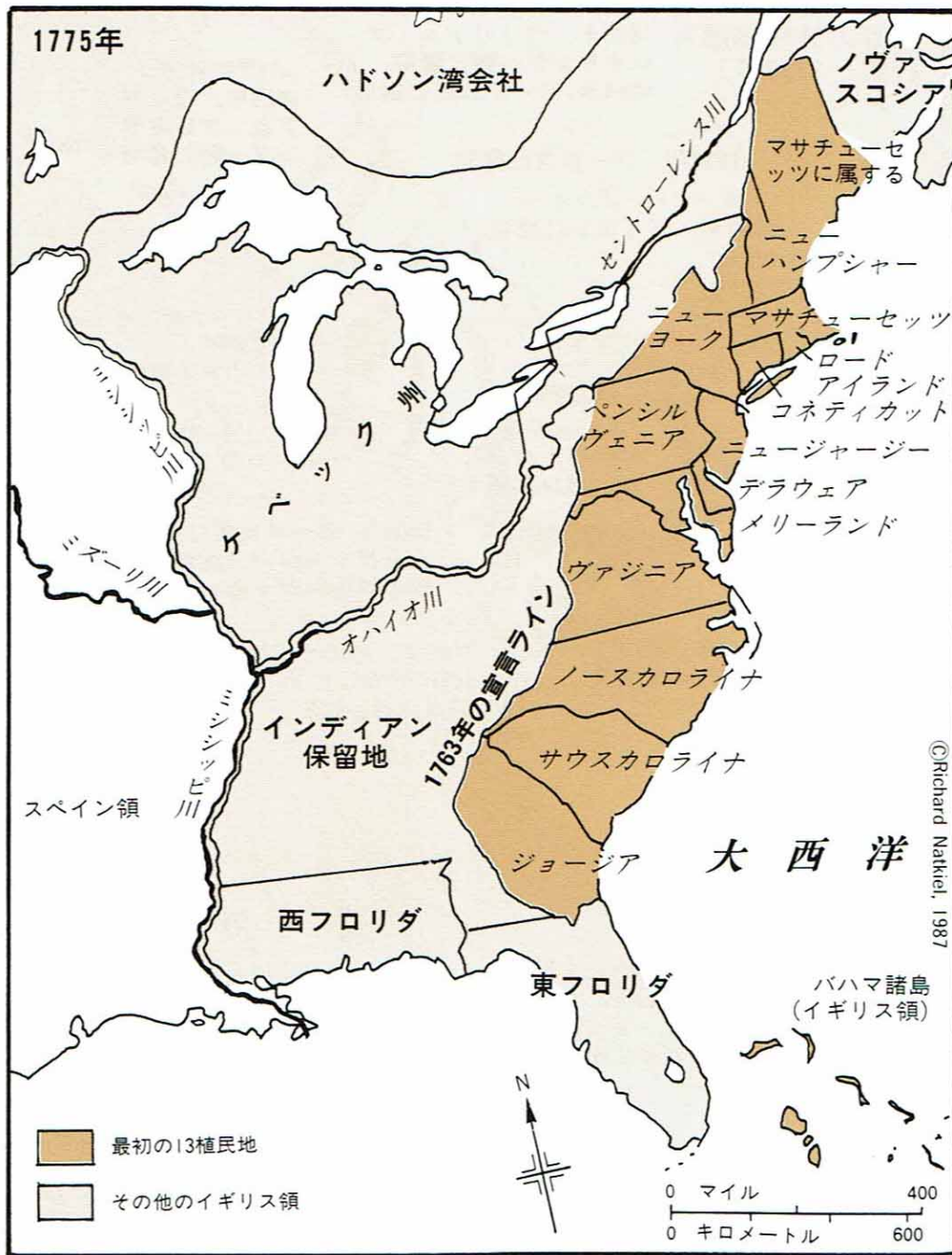
- ◆1763年まで厳格に実施されない——Salutary Neglect

- ◆1763～ 七年戦争勝利によって獲得した新領土統治のため厳格な実施に移行。

# Navigation Acts



③(1660~)は砂糖, 煙草, 綿花, 藍, 生姜などの  
enumerated commodities=列挙物資が対象とされた。



## (2) 重商主義的政策の厳格な実施と植民地人の反発

- ◆七年戦争勝利後の英本国の施策＝Royal Proclamation (1763); Sugar Act, Stamp Act, Currency Act, Quartering Act (1764-65).
- ◆Stamp Act Congress (Oct. 1765)——印紙税法会議決議[次スライド]
- ◆Stamp Act 廃止 (←英商工業者の反対)とDeclaratory Act 制定 (1766)  
【宣言法 The Declaratory Act (March 18, 1766)——「アメリカ英領植民地の  
大英国の国王及び国会に対する従属を確保するための法律」】  
アメリカの植民地は、大英国の国王及び国会に、これまで従属し依存して  
きたし、現在もそうであるし、また当然そうでなければならないものである。  
そして、国会に参集した大英国の聖俗の貴族及び庶民の助言と同意によ  
って行動する国王陛下は、すべての場合に、植民地と、大英国王の臣民  
であるアメリカの人々を拘束する十分な効力を持つ法律を制定する完全  
な権限をこれまで有してきたし、現に有しているし、また、当然有すべき  
ものである。
- ◆Townshend Acts 制定 (1767)——1770に一部廃止。

# 印紙税法会議決議要旨(1765.10)

1. 植民地の臣民は、大英国王に対し王国内の臣民と同じ忠誠義務を負い、大英国国会に服従義務を負う。
2. 植民地の臣民は、王国内に生まれた臣民に生得の権利と特権を有する。
3. いかなる税も人民の直接または代表による同意なしに課されてはならないというのが英国民の権利に本質的なことである。
4. 植民地の人民は大英国庶民院に代表されず、また地理的条件から代表され得ない。
5. 憲法上、植民地の人民に対するいかなる税も、植民地議会によらず課されることはない。
6. 大英国民が植民地人の財産を国王陛下に献上することは、英国憲法の原理と精神に反する。
7. 陪審審理は植民地の英国臣民すべての生得の権利である。
8. 印紙税法など近時制定された法律は植民地人の権利と自由を篡奪する傾向の明白なものである。
9. 近時制定された法律が課す税の負担はきわめて重く、正貨の不足からその支払いは絶対的に不可能なものとなる。
10. 植民地貿易の利益は、大英国から購入する製品の代金として大英国に還流し、国王に対する貢物に寄与するものである。
11. 近時の法律が植民地貿易に対して課す制限は、植民地が大英国の製品を購入することを不可能にする。
12. 植民地の繁栄はその権利と自由の完全な享受と大英国との互惠的な交流に依存する。
13. 国王と国会に請願することはこれら植民地の英国臣民の権利である。

最後に、国王陛下と国会両院に対する請願により、印紙税法やアメリカの通商を制限する近時の法律の廃止を求めて努力することは我ら植民地の義務である。

## (2) 重商主義的政策の厳格な実施と植民地人の反発

### ◆Tea Act (May 10, 1773) の制定

#### 【目的】

東インド会社の紅茶在庫を削減し、破産の危機に瀕する同社を救済

北米に密輸入されていたオランダ茶の価格優位性の切り崩し

茶の関税を定めるタウンゼンド法の施行による本国議会課税権限の確認

[植民地の総督・裁判官の給与に充当しているタウンゼンド税収の維持]

#### 【規定】

東インド会社に紅茶を北米に直接輸出する権利を付与(航海法の適用免除)

タウンゼンド法の税以外の関税を免除

#### 【影響】

従前英国茶を扱っていた商人とオランダ茶を密輸入していた商人の取扱量減少

#### 【スローガン】

東インド会社に茶の独占輸入権を与える茶法は植民地自治の侵犯

### ◆Boston Tea Party (Dec. 16, 1773)

## (2) 重商主義的政策の厳格な実施と植民地人の反発

### ◆Intolerable Acts (1774) の制定

#### 1. The Boston Port Act (March 31, 1774)

(本国と東インド会社への賠償まで)ボストン港の閉鎖, およびイギリスの税関の撤去。

#### 2. The Massachusetts Government Act (May 20, 1774)

(a)これまで下院で選挙されていた参議会議員を国王の任命に(I).

(b)裁判官任命を総督権限とし, 参議会の承認の要件を廃止(III, VI).

(c)Town meeting の開催に総督の許可を必要と規定(VII).

(d)従前住民が選挙で選んでいた陪審員を, 総督任命の sheriff の選任に(VIII).

#### 3. Administration of Justice Act (May 20, 1774)

一定の事件の審理を他植民地の裁判所/本国王座裁判所に移す権限を総督に与えた。

#### 4. Quebec Act (June 22, 1774) ——Text p. 20↓9.

パリ条約によって割譲された領土のうちミシシッピ河とオハイオ川以北をケベック州として, カトリック教会を認めるとともに, フランス法の適用を定めた。

### ◆Declaration and Resolves of the Continental Congress (Oct. 14, 1774) Text p. 19↑3

### 3. アメリカ独立戦争

# アメリカ独立戦争前後の経緯 I

|       |                                                            |                     |
|-------|------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1763年 | 七年戦争終結；パリ条約(2)；国王の布告(10)                                   |                     |
| 1764年 | 砂糖法(4)                                                     |                     |
| 1765年 | 印紙税法(3)；印紙税法会議の宣言(10)                                      |                     |
| 1766年 | 印紙税法廃止；宣言法(3)                                              |                     |
| 1767年 | タウンゼンド法(6)                                                 |                     |
| 1770年 | タウンゼンド法廃止（茶に適用される関税を除く）(4)                                 |                     |
| 1773年 | 茶法(5)；Boston Tea Party(12)                                 |                     |
| 1774年 | Intolerable Acts；第1回大陸会議(9)；同宣言と決議(10)                     |                     |
| 1775年 | 開戦(4)；第2回大陸会議(5)；George III: Proclamation of Rebellion (8) |                     |
| 1776年 | 第2回大陸会議に独立の提案(6. 7)                                        |                     |
|       | 独立宣言起草委員会の任命(6. 10)                                        | 連合規約起草委員会任命(6. 11)  |
|       | 独立の決議採択(7. 2)；独立宣言採択(7. 4)                                 |                     |
| 1777年 |                                                            | 連合規約大陸会議で可決(11. 15) |
| 1781年 | Yorktownの戦いで植民地軍勝利(10)                                     | 連合規約成立(3. 1)        |

# Declaration of Independence (July 4, 1776)

We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable rights, that among these are life, liberty and the pursuit of happiness. That to secure these rights, governments are instituted among men, deriving their just powers from the consent of the governed. That whenever any form of government becomes destructive to these ends, it is the right of the people to alter or to abolish it, and to institute new government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in such form, as to them shall seem most likely to effect their safety and happiness. Prudence, indeed, will dictate that governments long established should not be changed for light and transient causes; and accordingly all experience hath shown that mankind are more disposed to suffer, while evils are sufferable, than to right themselves by abolishing the forms to which they are accustomed. But when a long train of abuses and usurpations, pursuing invariably the same object evinces a design to reduce them under absolute despotism, it is their right, it is their duty, to throw off such government, and to provide new guards for their future security.

# Declaration of Independence (July 4, 1776)

We hold these truths to be self-evident,

われわれは以下の真理は自明であると考え。すなわち、【←自然権, 自然法思想を基礎とする】  
that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable rights, that among these are life, liberty and the pursuit of happiness.

すべての者は平等に創られ、創造主によって、生命、自由、幸福追求など、一定の不可譲の権利を与えられていること。【天賦人権説】

That to secure these rights, governments are instituted among men, deriving their just powers from the consent of the governed.

これらの権利を確保するため、人民のあいだに政府が組織され、その正当な権力は被治者の同意に由来すること。【社会契約説】

That whenever any form of government becomes destructive to these ends, it is the right of the people to alter or to abolish it, and to institute new government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in such form, as to them shall seem most likely to effect their safety and happiness.

政府がこれらの目的を破壊するものとなった場合、それを改廃し、人民がその安全と幸福をもたらすものとする原理を基礎とし、そのような形態に権力を組織する新たな政府を組織することは人民の権利であること。【革命権】

## 4. 13邦の成立とアメリカ連合

# (1)邦の憲法の制定

## ◆独立宣言とともに

- それぞれの state において正式な政府組織の形成に着手
- 正式な連合の形成に着手

### (1) [それぞれの state における政府の形成]

→ 邦憲法の制定(政府の構成・人民の権利)Text p. 21↑7～  
不文憲法が採られなかった理由

- 革命後一挙に政府の構成等を規定する必要.

【参考】清教徒革命後の Oliver Cromwell が出した Instrument of Government 1653(イギリス史上最初の成文憲法典の試み. 1660年廃止)

- 植民地の建設のさいに出された charter に代るものが必要

### (2) [正式な連合の形成に着手] → 連合規約の採択・批准

## (2)(3)連合規約とアメリカ連合

(2) 連合規約の採択・批准

(3) 連合規約の内容[教科書22頁16行～23頁19行]

(e) 行政機関

連合の委員会 (committees)

Foreign Affairs——Department of Foreign Affairs (Jan 10, 1780-),  
Secretary for Foreign Affairs (Aug 10, 1781)

Finance Committee——Department of Finance, Superintendent of  
Finance (Feb 7, 1781-)

Army Committee——Department of Military Affairs, Secretary at  
War (Feb 7, 1781-)

Marine Committee——Marine Committee, Secretary of Marine (Feb  
7, 1781-) など。

## (4)連合の危機

◆植民地経済——独立戦争中の活況 ⇒ 独立戦争後の大不況

【イギリスの経済的報復】

独立戦争後イギリスは、

- ・ アメリカ船をイギリス領西インド諸島から締め出した。← Navigation Acts (植民地貿易はイギリス帝国の船舶で)
- ・ アメリカ製の船舶の輸入を禁止した。
- ・ アメリカ産の商品の輸入を禁じたり、高率の関税をかけた。

それに対してアメリカは、

- ・ 工業製品をイギリスから輸入せざるを得なかった。

## 各邦の状況

◆戦費調達のために発効された多額の公債の返済，支払いが遅滞の軍人給与の支払のため，歳入が必要。

◆歳入を得るため，関税の増徴。外国商品に対する関税だけでなく，他邦商品に対する関税も多い。

⇒米国内に関税障壁，一体としての経済発展を阻害。

| 急進派が邦議会を支配した7邦                     | 保守派が邦議会を支配した6邦                   |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 紙幣の増発，紙幣での弁済受領義務づけ                 | 歳入増加のため増税                        |
| 弁済期延長や分割・代物弁済を認めたり，債務者拘禁を廃止する法律の制定 | 税や金銭債務の硬貨での支払の義務づけ，抵当権実行，債務者拘禁実施 |
| →経済的に不安定な状況                        | →農民が暴動を起こすなどの社会不安                |

# 連合の状況

- ◆ 租税・関税を賦課徴収する権限, 邦間通商規制権限の欠如。
  - ⇒ 邦の関税の禁止, 連合の関税による全米的産業保護政策ができない。
  - ⇒ 関税権限を連合に付与する連合規約改正は, 1782年はRIの, 1783年はNYの反対で不成立(連合規約改正には, 全邦の承認必要)。
- ◆ 公債返済, 軍人給与支払に必要な資金も, 各邦は割り当て拠出金の1/6しか拠出せず。
- ◆ 常備軍に対する警戒心が強く, 財政難もあって連合の軍隊は弱体⇒米領土に残った英兵やインディアンを駆逐・鎮圧できない。ミシシッピ川河口封鎖のスペイン軍も排除できず。
- ◆ シェイズの乱 (1786.8, Shays' Rebellion—保守派が邦議会を支配するMAで, 債務の負担と緊縮財政に苦しんだ農民たちは, 紙幣の増発, 減税, 抵当権実行の禁止, 債務者拘禁の廃止などを要求し, 裁判所を襲撃してその機能を麻痺させた)に対して, 連合は無力で, 鎮圧は, 邦がボストンの商人から借りた金で集めた軍隊によってなされた。[Shays: 農民出身の軍人, 給与未払いで退役後借金返済に苦しむ]



社会の上層部を中心に, 強力な中央政府の樹立を求める声が高まる

## アメリカ独立戦争前後の経緯Ⅱ

|       |                                                                                                                                             |                    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1777年 |                                                                                                                                             | 連合規約大陸会議で可決(11.15) |
| 1781年 | Yorktownの戦いで植民地軍勝利(10)                                                                                                                      | 連合規約成立(3.1)        |
| 1783年 | パリ条約調印(9)                                                                                                                                   |                    |
| 1784年 | 大不況                                                                                                                                         |                    |
| 1786年 | Shaysの反乱(8) ; Annapolis会議の決議(9)                                                                                                             |                    |
| 1787年 | 連合会議が連合規約改訂のための会議を召集(2)                                                                                                                     |                    |
|       | 憲法制定会議(5.25~9.17) ; 同会議合衆国憲法を可決(9.17)                                                                                                       |                    |
|       | The Federalist Papers (10~1788.8, by Alexander Hamilton, James Madison and John Jay under the pseudonym “Publius” )                         |                    |
|       | 合衆国憲法承認 States : Del. (12.7) ; Pa. (12.12) ; N. J. (12.18)                                                                                  |                    |
| 1788年 | Ga. (1.2) ; Conn. (1.9) ; Mass. (2.6) ; Md. (4.28) ; S. C. (5.23) ; N. H. (6.21) ——合衆国憲法成立, Va. (6.25) ; N. Y. (7.26) ; 連邦議会議員の選挙(9~1790.8) |                    |
| 1789年 | Washington大統領に当選(2), 第1回連邦議会(3.4 但し定足数が揃うのは4月) ; N. C. (11.21) ; (R. I. (1790.5.29) ; Vt. (1791.1.10))                                      |                    |